

法務委員会 質問要旨

2019年3月22日
国民民主党 階 猛

1. 最近の東京家裁前の殺人事件に関し、裁判所として警備面等で反省すべき点はないのか（最高裁判所）
2. 平成21年度から今回の法改正に至るまで技能労務職員の定員は683人減少している。そのうち警備業務に従事する者の減少数はいくらか。当該減少分を外注によって補ったのであれば、その数字も教えて欲しい。この二つの数字につき、可能であれば全国の数字だけでなく東京地裁、家裁の管内の数字も教えて欲しい。（最高裁判所）
3. 現在の判事補の欠員数は裁判所関係の他の職種、検察官、あるいは他の府省の職員と比較して過大ではないか（最高裁判所、財務省政府参考人）
4. 欠員が多い中、判事補の定員数を基準にして計算した人件費は過大ではないか（財務省政府参考人）
5. 本法案が成立したと仮定して、来年1月の新任判事補採用後の欠員数はどの程度となる見込みか（最高裁判所）
6. 本法案により判事補の定員を削減しても、なお10年ほど前の欠員数を大きく上回る欠員数を抱えることとなり、削減数が十分とは言えないのではないか（最高裁判所）
7. お手盛りによる過剰定員の温存を防ぐために、毎年「裁判所職員定員法改正案」を内閣が提出し、国会で審議する必要性は高いのではないか（法務大臣）
8. 判事補の採用に占める「予備試験組」の比率が上昇しているのはなぜか（最高裁判所）
9. 「予備試験組」と「法科大学院組」で判事補の能力に違いはあるのか（最高裁判所）
10. 法科大学院志願者の減少と法科大学院入学者の減少に歯止めがかからない状況は、判事補の採用にいかなる影響を及ぼしているか（最高裁判所）
11. 法科大学院の集中改革期間の終了を目前に控えて、なお上記の状況が続いていることについて、きちんと総括をすべきではないか（文部科学省政務三役）
12. 法改正が実現すれば、大学1年から法曹養成教育を受け、飛び級で法科大学院に進学し、在学中に司法試験を受験すれば、法科大学院を修了していなくても大学入学から丸4年で司法試験が受験できるようになる。その目的は何か（文部科学省政務三役）

13. 法改正が実現すれば、司法修習はいつから始まるのか（法務大臣、最高裁判所）
14. 法改正が実現すれば、予備試験を経て司法試験に合格した者や法科大学院修了後に司法試験に合格した者は、司法修習の開始時期が従来より遅れるのではないか（法務大臣、最高裁判所）
15. その結果、大学1年から司法試験に特化した勉強を重ね、法科大学院在学中に司法試験合格を目指す者が主流となり、法学部も法科大学院も当初の理念と著しく異なる姿となるのではないか（文部科学省政務三役）
16. 法科大学院を修了せずとも大学入学から最短4年で司法試験に合格する実力をつけさせられるのであれば、法学部の法曹養成教育を充実させれば足り、経済的負担の大きい法科大学院入学を求める必要はないのではないか（文部科学省政務三役）
17. 法科大学院修了を司法試験の受験資格としないのであれば、法科大学院修了者と同等の能力があるか否かをみる予備試験も不要ではないか（法務大臣）
18. 法科大学院を中核とする法曹養成制度の失敗を素直に認め、法科大学院入学者を増やすのではなく、法曹志願者を増やすことが重要ではないか（法務大臣）
19. その見地から、司法試験の受験資格制限をなくして志願者の増加を図り、法科大学院には法曹養成教育だけでなく司法修習、リカレント教育、一般向け教育の役割を担わせるべきではないか（法務大臣）

以 上

・配布資料あり